

◎入札説明書

茨城租税債権管理機構が調達する役務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記 3 の担当課に掲げる者に説明を求めることができる。

1 公告日 令和 6 年 2 月 7 日

2 入札に付する事項

(1) 調達に係る賃借機器の名称及び数量

高速カラー印刷機（本体オプション等を含む）：1 台

(2) 調達に係る賃借機器の仕様等

別紙「賃貸借契約書（案）」及び「仕様書」のとおり

(3) 契約の期間

契約の期間は、契約の翌日より令和 11 年 3 月 31 日まで

賃貸借期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで。ただし、令和 6 年度以降の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

3 担当課

〒310-0802

茨城県水戸市柵町 1-3-1（水戸合同庁舎内）

茨城租税債権管理機構 総務課

電話 029-225-1221

F A X 029-225-1600

所属メールアドレス：ibasozei@atlas.plala.or.jp

4 入札に際して遵守すべき法令等

参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）を遵守しなければならない。

5 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調

達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類19（リース・レンタル）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

6 資料の提出、入札、通知等の方法

この案件の入札に参加を希望する者は、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに3の担当部局に紙入札（見積）方式参加承諾願を提出するものとする。

7 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和6年2月9日（金）午後4時00分まで

なお、質問については、閉庁日を除き9時から16時までとする。（12時から13時除く）
これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3の担当課

ウ 方法

質問は、質問書により提出すること。ただし、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに3の担当課に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

ア 期限

令和6年2月14日（水）午後4時00分まで

イ 方法

紙によりファクシミリにて回答する。

8 入札等の手続

(1) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に5(4)から(8)までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和6年2月9日（金）午前12時00分まで（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(ウ) 提出先

3の担当課

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和6年2月9日（金）午後5時00分までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、7(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入の上、封書で3の担当課に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（リース料含む5年総額とする。）の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年2月15日（木）午後3時00分まで（必着）

（ウ） 開札日時及び場所

a 日時

令和6年2月16日（金）午前10時5分

b 場所

茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎 5階 茨城租税債権管理機構 総務課

ウ 入札の辞退

3の担当課へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第143条第2項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者の入札を除く。）
- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (8) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (11) 証明書等審査結通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (12) その他入札公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 再度入札等

(1) 再度入札は、1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項及び支払条件

別紙契約書（案）のとおり

15 その他

(1) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札に参加する者は、入札後、仕様等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。